

役員退職手当規程

(総則)

第 1 条 日本司法支援センターの理事長、理事及び監事（非常勤の者を除く。以下「役員」という。）が退職（死亡した場合及び解任された場合を含む。以下同じ。）した場合においては、この規程の定めるところにより退職手当を支給する。

(退職手当の額)

第 2 条 退職手当の額は、在職期間 1 月につき、退職の日におけるその者の俸給月額に 100 分の 11.6375 の割合を乗じて得た額を基準とし、これに日本司法支援センター評価委員会（以下「委員会」という。）が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第 4 条の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1 月につき、退職の日における異なる役職ごとの俸給月額に 100 分の 11.6375 の割合を乗じて得た額に委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第 3 条 在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1 月に満たない端数（以下「端日数」という。）が生じたときは 1 月とする。

(再任等の取扱い)

第 4 条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。

2 役員が任期満了の日、又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。

3 前 2 項の規定により引き続き在職したものとみなされた者に支給する退職手当の額は、同一の役職の役員として引き続き在職した期間ごとに計算した額の合計額とする。この場合における退職手当の計算の基礎となる俸給月額は、その者がすべての役職の役員を退職した日における役職ごとの俸給月額とする。

4 前項の規定を適用する場合において、退職手当の額を計算する基礎となるそれぞれの役職の役員の在職期間の合計月数が最初に役員に任命された日からすべての役職の役員を退職した日までを暦にしたがって計算した在職期間の月数を超えるときは、当該超過月数をそれぞれの役職の役員の在職期間の月数を計算する場合に生じた端日数の最も少ない在職期間から始め 1 月ずつ順次端日数の少ない在職期間から減ずるものとする。この場合において、端日数の等しい在職期間があるときは、後の役職の役員の在職期間から減ずるものとする。

(退職手当の支給)

第5条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人（本人が死亡したときは、その遺族）に支給する。ただし、役員が、綜合法律支援法第26条第2項第2号の規定により解任されたときは、当該役員には退職手当は支給しない。

2 退職手当は、委員会から当該役員の業績勘案率の決定通知を受けた日から起算して1月以内に支給する。ただし、死亡により当該役員に係る退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別な事由がある場合は、この限りではない。

3 前項の規定にかかわらず、当該役員の業績勘案率の決定までに相当の期間を要することが見込まれる場合は、その者の申出により退職手当の概算払をすることができる。この場合において、委員会からその者の業績勘案率の決定通知を受けたときは、原則として、その通知を受けた日から起算して1月以内に精算するものとする。

4 前項の規定により退職手当の概算払の額を計算する場合における第2条の規定の適用については、同条中「日本司法支援センター評価委員会（以下「委員会」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率」及び「委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率」とあるのは「在職期間のうち退職した日の属する事業年度の前事業年度までの期間に対応する業績に応じて1.0を超えない範囲内で理事長が定める率」とする。

(退職手当の支給制限、支払の差止め及び返納の取扱い)

第6条 退職手当の支給制限、支払の差止め及び返納の取扱いについては、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第13条（第4項及び第8項から第10項までを除く。）、第14条（第4項及び第5項を除く。）、第15条（第2項、第5項及び第6項を除く。）、第16条第1項及び第17条（第7項及び第8項を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「退職手当管理機関」とあるのは「理事長」と、「基礎在職期間」とあるのは「在職期間」と、「懲戒免職等処分」とあるのは「職務上の義務違反による解任処分」と、「免職処分」とあるのは「解任処分」と、第13条第2項中「公務」とあるのは「業務」と、第17条第2項中「第十五条第五項又は前条第三項において準用する行政手続法第十五条第一項の規定による通知」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 第5条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母について

は、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

(遺族からの排除)

第8条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族とはしない。

(1) 役員を故意に死亡させた者

(2) 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(端数処理)

第9条 この規程によって算出された退職手当の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

(補則)

第10条 役員退職手当の支給手続その他この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月10日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成25年規程第15号)

1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。

2 第2条中「100分の97」とあるのは、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の99」とする。

附 則 (日本司法支援センター平成29年規程第22号)

1 この規程は、平成30年1月1日から施行する。

2 この規程の施行前に退職した役員に退職手当を支給する場合(第5条第3項の規定により退職手当の概算払及び精算をする場合を含む。)における第2条の適用については、なお従前の例による。

附 則 (日本司法支援センター令和3年規程第18号)

1 この規程は、令和3年10月1日から施行する。

2 改正後の役員退職手当規程第2条中「100分の11.6375」とあるのは、令和3年10月1日から令和4年9月30日までの間においては「100分の10.8375」と、同年10月1日から令和5年9月30日までの間においては「100分の11.2125」とする。

附 則 (日本司法支援センター令和7年規程第13号)

この規程は、令和7年6月1日から施行する。